

2018/19年度の税率変更などについて

2018/19年度の予算案発表に伴い、2018年7月1日より以下のとおり税率が変更された。

＜直接税の主な変更点＞

1. 個人所得税

- (1). 個人所得税の税率に変更はなかった。個人所得税は日本同様、累進課税である。
- (2). 富裕層向けの追加所得税が以下のように変更された。

表1 富裕層向け追加所得税		
資産合計	税額(変更前)	税額(変更後)
～2,250万タカ	0	0
～2,250万タカ かつ 2台以上車を所有	規程なし	個人所得税 × 10%
～2,250万タカ かつ 8,000平方フィート以上の土地を所有	規程なし	
2,025万タカ超～5,000万タカ	個人所得税 × 10%	
5,000万タカ超～1億タカ	個人所得税 × 15%	個人所得税 × 15%
1億タカ超～1億5,000万タカ	個人所得税 × 20%	個人所得税 × 20%
1億5,000万タカ超～2億タカ	個人所得税 × 25%	個人所得税 × 25%
2億タカ超	個人所得税 × 30%	個人所得税 × 30%
※最低課税額は3,000タカ		
出所:財務省		

2. 法人税

- (1). 以下の事業分野で変更があった。

表2 法人税変更表		
種別	現在	変更後
銀行および保険等金融機関(上場)	40%	37.5%
銀行および保険等金融機関(非上場)	40%	40%
商業銀行	37.5%	37.5%
縫製業(非上場)	12%	15%
縫製業(上場)	12%	12.5%
縫製業(環境配慮工場)	10%	12.0%
デイケアホーム	－	0%
障害者向けの教育業	－	0%
障害者に配慮しない医療施設	0%	5%
企業の配当収入	20%	20%
出所:財務省		

- (2). フェイスブックやグーグル、ユーチューブなどの広告収入に対し、何らかの課税を検討する。
- (3). 歳入庁(NBR)からの連絡はEmailでも公式な連絡として扱う。

- (4). 各種税制度を遵守しなかった場合にかかるペナルティを増額する。
- (5). 故意に情報を隠し、誤った情報を徴税機関に提出した場合、ペナルティを与える。
- (6). 源泉徴収税申告（移転価格税制に関するもの）や財務諸表、従業員の税務申告を行わなかった企業は税務監査の対象とする。
- (7). 恒久的施設（PE）に関して所得税法上に明記された。
- (8). 創業から 3 年の間は、ロイヤリティ・技術料の損金算入を純利益の 10%まで認める。その後は従来通りの 8%（所得税法 30 条）まで認められた。
- (9). 課税された配当をバングラデシュ国内企業が受ける場合、所得税は免除される（所得税法 54 条）が、その配当の元となる利益が税恩典を受けている場合は対象から外れる。
- (10). 非居住者所得からの源泉税（所得税法 56 条）は最低課税であり、払い戻しや税額調整の対象とならない。
- (11). 輸出代金の受取時に控除される源泉所得税（Source Tax）が、すべての製品に対して 0.7%→1.0%に引き上げられた。
- (12). タバコの輸出税が 25%→0%となった。
- (13). ソフトウェアなどのサービスによる海外所得は、前払法人税 10%（所得税法 52 条 Q）の対象外となる。
- (14). 非居住者は税務申告を行う必要がないと明記された（所得税法）。
- (15). 乗合サービス（ウーバー、パタオなど）の報酬をその車のオーナーに支払う際、オーナーの所得より前払所得税を 3%徴収される。

<間接税の主な変更点>

1. 付加価値税（VAT）

- (1). 15%以下の VAT レートが従来の 9 レートから 5 レート（2%、4.5%、5%、7%、10%）に変更された。小売店の VAT は 4%→5%となった。
- (2). ホテルやレストラン、リゾートなど 11 種の事業体は、従来の電子レジ（Electronic Cash Register）と POS システムの代わりに、電子財務機（Electronic Fiscal Device）の導入を強制される。
- (3). 輸入および製造販売にかかる以下の VAT は免税となった。
 - ① ガンや肝臓病に効果的なエリスロポエチンの輸入。
 - ② 低所得者向けのパン・ケーキ。
 - ③ 低所得者向けのゴムやプラスチックでできたサンダル。
 - ④ パクチー、メロン、キビの種の輸入。
 - ⑤ 30%以上の付加価値を付けられており、かつ基盤、充電器、バッテリーのような部品を製造されている携帯電話。

- ⑥ 自動二輪車の製造。
- ⑦ ボールペン製造にかかるインクの輸入。
- (4). サービスにかかる以下の VAT は変更となった。
 - ① 国際線を扱う航空会社による空港サービスにかかる VAT は免税。
 - ② 保険代理店の VAT は免税。
 - ③ 建設業にかかる VAT が 6%→7%。
 - ④ 1,100 平方フィート以下の不動産販売にかかる VAT は 1.5%→2%。
 - ⑤ 1,101～1,600 平方フィートの不動産販売にかかる VAT は 2.5%→2% (1,601 平方フィート以上は従来通り 4.5%)。
 - ⑥ 農業用地の売却にかかる VAT は免税。
 - ⑦ 家具販売にかかる VAT は 4%→5%。
 - ⑧ 家具製造販売にかかる VAT は 6%→7%。
 - ⑨ 服の小売販売にかかる VAT は 5%。
 - ⑩ 石油製品の輸送業者にかかる VAT は 5%。
 - ⑪ ITES (Information Technology Enabled Services) にかかる VAT は 4.5→5%。
 - ⑫ パルプの商業輸入にかかる VAT は 15%。
 - ⑬ 貿易にかかる前払付加価値税 (ATV) は 4%→5%。
 - ⑭ 中古不動産の販売にかかる VAT は 0%→2%。
 - ⑮ 乗合サービス (ウーバー、パタオなど) にかかる VAT は 0%→5%。
 - ⑯ インターネット使用料にかかる VAT が 15%→5%。

2. 国内消費抑制のための補足税 (SD)

- (1). ヘリコプターサービスに新たに 20%。
- (2). 酒の提供またはショーを企画するホテルやレストランのサービスにかかる SD が 10%→20%。
- (3). 従来一部の化粧品かかっていた SD10%が全化粧品に適用された。
- (4). 香水やボディースプレーなどの SD が 10%→15%。
- (5). タバコ製品にかかる最低価格と SD が変更となった。

表3 タバコ価格表		
種別	最低価格10本当たり	SD
廉価品	32タカ	55%
中級品	48タカ	65%
高級品	75タカ、101タカ	65%
出所:財務省		

3. 輸入にかかる諸税 (関税 (CD)、調整税 (RD)、補足税 (SD) など)

- (1). 各種スターチの RD が 0%→10%に変更。

- (2). アーモンド、ナッツ類の CD が 10%→25%。
- (3). シャール（カシミールの羊で作られた服）の SD が 0%→45%。
- (4). 髪留め、シェーバーの SD が 0%→20%。
- (5). ココナッツ、コーヒー、緑茶の SD が 0%→20%。
- (6). ココア、チョコレートの SD が 20%→45%。
- (7). 採油用の種、油粕の税率が CD0%、RD5%に統一された。
- (8). 漁業用のネットの CD が 5%→1%。
- (9). バルク輸入したミルクパウダーが 25%→10%。
- (10). 印刷されたリーフレットなどの SD が 0→20%。
- (11). 携帯電話アクセサリーの CD が 10%→15%。
- (12). 携帯電話の輸入にかかる追加税 2%。
- (13). エナジードリンクの SD が 25%→35%。
- (14). タバコ用紙の SD が 20%→25%
- (15). 医薬品原薬（API）および薬製造にかかる原料がそれぞれ 5～10%減税。
- (16). 各種鋼鉄関連原料の RD および CD が減税（鉄合金の RD が 15%→10%海綿鉄の CD が 1,000 タカ/トン→800 タカ/トン）。
- (17). 電子製品原料にかかる CD が減税（カーボンロッド） 25%→10%。
- (18). 中古車輸入にかかる減価償却レートが 5%ずつ減少する（最大税率 35%）。
- (19). 自転車部品の CD が 25%→10%。
- (20). ハイブリッド車（1600～1800cc）の SD が 45%→20%。
- (21). ダブルキャビンピックアップトラックの RD が 25%→10%。
- (22). スクールバス向けの減税を検討中。
- (23). 装備のある救急車の SD が免税。
- (24). 板バネの SD が 20%→10%。
- (25). タイヤ保護ワックスの CD が 25%→10%。
- (26). 各種ソフトウェアやデータベースの CD が 5%。

表4 輸入にかかる変更箇所					
種別	増税	減税	新規	取り消し	合計
関税	10	15	0	1	26
補足税	8	26	80	1	115
VAT	0	0	20	37	57
前払法人税	0	0	2	3	5
調整税	6	4	40	7	57
その他	0	0	3	7	10
合計	24	45	145	56	270
出所：CPD (Center of Policy Dialogue)					

その他、輸入品への課税の変更点は以下のページを参照。

・財務省ホームページ

<https://www.mof.gov.bd/en/>

・歳入庁ホームページ

<http://nbr.gov.bd/budget/budget/eng>

(参考)

輸入関税には以下の 6 種類の税がある。

- a) 一般関税 (CD): 一般関税は、海外から輸入または海外へ輸出する財に課税される税金であり、輸入関税と輸出関税に分けられる。バングラデシュの関税は 0% ~ 25% と幅があるが、一般的に 0%、1%、2%、5%、10%、そして最高税率の 25% のどれかと定められている。輸入関税は、CIF に 1% の陸揚げ費用を加算した額 (CIF+1) に対して課税される。また、当該輸入品を加工し輸出した場合に還付を受けることができる。
- b) 調整税 (RD): 調整税は輸入品の CIF+1 に対して課される間接税の一種。課税されない品目もある。
- c) 補足税 (SD): 補足税は、輸入品の CIF+1 ならびに CD と RD を課した額に対して課税される。税率は 10% ~ 500% と高率で、国内産業や市場への影響を抑制する目的で導入されている。貿易以外でもアルコール関連や健康関連で課税される場合もある。
- d) 付加価値税 (VAT): 付加価値税は、輸入品の CIF+1 に CD、RD、SD を課した額に対して課税される。税率は 15% だが課税されない品目もある。
- e) 前払い貿易付加価値税 (ATV): 前払い貿易付加価値税は、輸入品の CIF+1 に CD、RD、SD、VAT を課した額に対して課税される。税率は 4% に固定されていたが、今回の予算案にて 5% に増額された。原材料や部品、機械などに対しては、仕入税 26.66% に乗じた額に対して課税される。課税されない品目もある。
- f) 前払い所得税 (AIT): 前払い所得税は、CIF+1 に対して課税される。税率は 5% で固定されているが、課税されない品目もある。当該輸入品を加工し輸出した場合、同税額は還付することができないが、所得税から相殺調整することができる。